

9

しつけと虐待

テレビや新聞で「虐待が増加している」という言葉を耳にしたり、幼い子どもが酷い虐待を受けた末に命を落としてしまったというニュースに接して、胸を痛めている保護者の方が多いと思います。

その一方で、なかなか言うことを聞かないわが子にカッと、大声でしかったり、つい叩いてしまい、「これって虐待かもしれない」と後で後悔してしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

多くの保護者が子育てをする中で「しつけと虐待の違いって何？」と疑問に思われるでしょう。

生活習慣や社会のルール・他者への思いやり等をその時の子どもの状況や理解度に配慮しながら繰り返し教えて身に付けさせるのが「しつけ」であり、子どもを育てる上で「しつけ」が大切なことは全ての保護者の方々に納得してもらえると思います。でも「しつけ」をするときに、体罰や酷い言葉や態度を使ってしまうと「虐待」になってしまいます。

特に体罰については、「自分はあの時（保護者や先生に）叩かれたおかげで悪い道に進まないですんだ。」とか「危険回避のためなら良い。」と体罰を容認する考え方を持つ人

や、「民法上は体罰は親の懲戒権として認められるのではないか？」と考える人もいます。

しかし、今の世の中ではしつけのために体罰を用いることは認められていません。言うことを聞かない子どもに体罰を与えても、怖い思いをさせるだけで「何が悪かったのか？」を理解させて困った行動を改善させることはできません。また、体罰は効果が無いのでどんどんエスカレートしがちです。

国も、しつけと称した体罰を防ぎ虐待を予防するために児童虐待防止法と児童福祉法を改正し、令和2年4月から「体罰」を禁止することとしました。

法律はともかく、せっかくかわいい子どもの子育て中なら、体罰を使わずに少しでも親子が笑顔で過ごせる方法を探したいと思いませんか？

今の子育て環境は、保護者が気軽に相談できる人（身内や親しい友人）を見つけにくく、いきおい玉石混交なネット情報に頼りがちです。でも、ネットでどんなに検索しても、今のあなたと子どもに合ったしつけのやり方にたどりつけるかはわかりません。相談できる人を探しましょう。

まずは、勇気を出して自分の身内や友達、園や児童館の先生に相談してみませんか？かかりつけ小児科医もあなたの味方です。

